

10月から粗大ごみの戸別有料収集が始まります

有料化目前の8月に出された粗大ごみの量は168トン、あまりの量に収集は数日かかるとなりました。4月と5月の収集分を合わせるとすでに過去2年分、量にして370トンを超えました。戸別有料収集の開始を意識しての結果と思いますが、9月上旬に全戸配布しました「粗大ごみの出し方マニュアル」を再度ご確認ください、ルールを守って搬出してください。

今後は集積所に粗大ごみを出せなくなります。冷蔵庫、洗濯機、自動車部品など、町で収集しないごみがまだ残されている集積所がありますので、出した人は持ち帰るようにしてください。

●粗大ごみ収集の流れ

- ①シルバー人材センターに電話で申し込む。
- ②粗大ごみ収集券を取扱店で購入する。
- ③粗大ごみ収集券を貼り付けた粗大ごみを収集日の朝8時までに玄関先等に搬出する。



粗大ごみの出し方マニュアル

9月上旬に全戸配布しています。大切に保管してください。

今月の戸別有料収集は**10月14日(木)**です。

申込受付期間●10月4日(月)～8日(金)
申込先●シルバー人材センター (☎0187-84-0307)

問い合わせ●町住民生活課 環境安全班 ☎0187-84-4903

チャイルドシートの購入費用を助成しています

町では、チャイルドシートの着用を促進し、乗車中の乳幼児の安全を守るため、購入費用の一部を助成しています。

対象者●6歳未満の乳幼児にチャイルドシートを購入する保護者で、その乳幼児と同居し同一生計である方。※町民の方に限ります。

助成金額●購入費用の2分の1以内(上限1万円)
※対象乳幼児1人につき1台限り

申請方法●チャイルドシートを購入後、下記の書類を町住民生活課に提出してください。

提出書類●

- ①チャイルドシート購入費補助金交付申請書
チャイルドシート本体の背面または側面にある型式番号(オレンジ色)を申請書の欄外に記入してください。
- ②補助金交付請求書
- ③商品の【領収書】(レシート不可)と【品質保証書】の写し
※領収書は購入者の氏名が書かれたものをお持ちください。



6歳未満の乳幼児を乗車させて自動車を運転する際はチャイルドシートの着用が法律により義務付けられています。

その他●

申請書と請求書は町住民生活課の窓口に備え付けています。また、町のホームページからもダウンロードできます。

問い合わせ●町住民生活課 環境安全班 ☎0187-84-4903

狂犬病予防注射(秋季実施)のお知らせ

生後91日以上の子犬を飼っている方は、飼い犬1頭ごとに登録が必要です。また、狂犬病の発生とまん延を防ぐために、毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

春に予防注射をしなかった場合や、春以降に飼われた犬でまだ予防注射をしていない場合は、日程表を確認し、犬の行動を制御できる方が最寄りの会場に連れてきてください。まだ登録していない場合は

予防注射の実施場所でも登録できます。また、登録している犬が死亡したとき、登録内容に変更があったときには役場への届出が必要です。

料金(1頭あたり)●狂犬病予防注射料 3,070円
まだ登録していない場合は登録料 3,000円
※当日は、なるべくおつりのないようお願いします。
また、**後日送付されるハガキを必ず持参してください。**

地区	日にち	午 前		午 後	
		時 間	場 所	時 間	場 所
千畑地区	10月13日(水)	9:30～9:40	千屋中部会館	13:30～13:45	元本堂生活改善センター
		9:50～10:00	小荒川会館	13:55～14:05	大坂環境改善センター
		10:10～10:20	役場第二庁舎前(旧保健センター)	14:20～14:35	湯竹会館
		10:30～10:40	土崎コミュニティセンター	14:45～15:00	下畑屋会館
		10:50～11:00	本堂馬場会館	15:10～15:30	塚トイレパーク
		11:10～11:30	武道館駐車場		
六郷地区	10月14日(木)	9:30～9:40	沢目児童館	13:30～13:40	西琴児童館
		9:50～10:05	六郷東根コミュニティセンター	13:50～14:00	もとだて児童館
		10:15～10:30	野中生活総合センター	14:10～14:30	中央行政センター(旧六郷庁舎)裏車庫
		10:40～10:50	新町児童館		
仙南地区	10月15日(金)	9:30～9:40	後三年コミュニティセンター	13:30～13:40	石神会館
		9:50～10:00	元村会館	13:50～14:00	下野際会館
		10:10～10:20	神明社(石町)境内	14:10～14:20	籠林会館
		10:30～10:45	金沢西根コミュニティセンター	14:30～14:40	松ノ木会館
		10:55～11:10	飯詰駅前駐車場	14:50～15:10	南行政センター(旧仙南庁舎)自転車置場

問い合わせ●町住民生活課 環境安全班 ☎0187-84-4903

10月1日から11月10日までは稲わらやもみ殻の焼却が秋田県の公害防止条例で禁止されています

焼却の煙が視界をさえぎり、交通事故などを引き起こす原因となる場合があります。禁止期間外でも、煙や灰が近隣の住民の方に不快感を与え、毎年多くの苦情が寄せられています。周辺地域の生活環境を損なわないためにも、稲わら・もみ殻の焼却はやめましょう。



問い合わせ●町住民生活課 環境安全班 ☎0187-84-4903